

平成 26 年 7 月 25 日
防 衛 省

標準的な官職を定める省令の一部改正について

標準的な官職を定める省令本則の表一の項の改正は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 65 号）の施行に伴い、防衛審議官の職制上の段階について定めるための改正です。

他府省における府省名審議官については、意見公募を実施した上で、標準的な官職を定める政令（平成 21 年政令第 30 号）において事務次官と同じ職制上の段階に定められているところ、今般新設される防衛審議官は、他府省における府省名審議官と同様のものであることから、今回の改正は「他の行政機関が意見公募を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとする」ものであり、行政手続法第 39 条第 4 項第 5 号に該当するため意見公募を実施しませんでした。

今後とも防衛省に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

住 所：〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町 5-1

防衛省人事教育局人事計画・補任課

電話番号：（代表）03-3268-3111 内線 20752

F A X：03-5229-2137